

町田市中小企業融資制度の一部改正について

1 改正の趣旨

開業（創業）資金について、融資条件を東京都制度に合わせ、対象者の範囲を拡大するとともに、貸付利率の引き下げを行うことで、市内での起業・創業の促進及び市内中小企業の振興を図ります。

2 改正日

2018年4月1日

3 改正内容

- (1) 従来、創業後1年未満としていた利用者要件を、創業後5年未満に拡大します（利用は一度限り）。
- (2) 融資期間に応じて、貸付利率を下表のとおり引き下げます。

■ 「開業（創業）資金」の利率（カッコ内は市補助利率）

融資期間	3年以内		3年超7年以内	
	現在	改正後	現在	改正後
通常	1.70% (1.50%)	1.50% (1.30%)	1.75% (1.50%)	1.60% (1.35%)
創業特例※	1.30% (1.30%)	1.10% (1.10%)	1.50% (1.50%)	1.20% (1.20%)

※ 「創業特例」は、市内の創業者数の増加及び地域経済の活性化を目的として、産業競争力強化法に基づき市が策定した、創業者を支援するプログラム「町田創業プロジェクト」の支援を受け、証明書の発行を受けた場合に適用されます。